

## 名東区在宅サービスセンター施設利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名東区在宅サービスセンター設置及び運営規程（以下「規程」という。）第9条の規定により、名東区在宅サービスセンター（以下「センター」という。）の施設利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (施設の利用)

第2条 規程第7条に規定する施設の一部の利用を認める団体とは、原則として名東区内に活動拠点を有する福祉向上に寄与する活動を行っている団体、その他社会福祉法人名古屋市名東区社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が認めるものとする。

2 利用を認める施設は、研修室、点訳室、録音室、ボランティアルームとする。

### (利用条件)

第3条 施設の利用条件は次のとおりとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業又は社会福祉に関する活動であること。
- (2) 営利、宗教及び政治活動を目的とした利用でないこと。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反しないこと。
- (4) 本会の実施する事業や建物管理上の作業の支障にならないこと。
- (5) 本会にボランティア登録もしくは使用者登録がされていること。

### (利用申込の手続)

第4条 第2条の規定によりセンターの施設を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した施設利用申込書（以下「申込書」という。）を本会会長（以下「会長」という。）へ提出し承認を受けなければならない。

- (1) 申込団体名及び団体の代表者の住所・氏名・電話番号
- (2) 利用責任者
- (3) 利用目的
- (4) 利用日時
- (5) 利用予定人員
- (6) 利用施設の名称
- (7) その他会長が指定する事項

2 前項の申込書は、利用しようとする日の属する月の2か月前の1日（以下「受付開始日」という。）以後に申し込むことができる。ただし、受付開始日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）のいずれかの日にあたるときは、受付開始日以降の最も近い休日等でない日を受付開始日とする。また、会長が特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

3 会長は、施設利用を承認する場合は施設利用承認書（以下「承認書」という。）を申込者に交付する。

### (利用権の譲渡等の禁止)

第5条 利用承認を受けた者は、施設利用の権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。

### (利用料)

第6条 施設の利用料は、無料とする。ただし、会長は施設を利用するものに対し光熱水

費等の実費を負担させることができる。

(利用区分)

第7条 施設の利用時間等は、センターの休業日を除く日の午前9時から午後5時までとし、午前と午後に分けて利用申し込みを受付ける。午前は、午前9時から正午までの範囲とし、午後は午後1時から午後5時までの範囲とする。ただし、午前・午後の連続利用にあたっては、正午から午後1時までの利用も認める。また、センター休業日である土曜日、祝日においては、事前にセンター開業日に申込手続きを行えば、利用を認める。

(仮申込)

第8条 申込者の利便を考慮し、受付開始日の午後1時以降、電話等で仮申込を受付けることができる。この場合は、電話等を受けた日から7日以内に申込書の提出を求め、期限までに提出がない場合は、仮申込を無効とする。

(様式)

第9条 様式類は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用申込書・承認書(第1号様式)
- (2) 利用チェック表(第2号様式)
- (3) 利用台帳(第3号様式)
- (4) 使用者登録カード(第4号様式)

(手続等)

第10条 前条の様式類の事務取扱いは次のとおりとする。

- (1) 申込書の提供があった場合は、控えをとり、原本は申込書として決裁後、申込書綴りに保管し、控えは公印を押印のうえ申込者に承認書として交付する。
- (2) 利用チェック表は鍵の交付時に渡し、鍵の返却時に回収する。
- (3) 申込者から申込書の提出があった場合又は電話等による仮申込があった場合には、利用台帳に利用しようとする施設の利用予定を記入する。

(取り消し)

第11条 施設利用に際しては、本会事業にかかるやむを得ない事由により利用承認を取り消すことができる。この場合、利用承認を受けた者に説明の上、取り消しをする申込書にその旨記載し、利用台帳の当該予定を見え消しにして処理する。

(取り下げ)

第12条 承認書交付後に行事中止等による取り下げの連絡があった場合は、申込書にその旨記載し、利用台帳の当該予定を見え消しにして処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めのない事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。